

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 昌 行

路線名	県道皆野両神荒川線
供用開始の区間	秩父郡皆野町大字皆野字駒形二一六八番二地先から同郡同町大字皆野字駒形二一七一番七地先まで（ただし、関係図書に表示する部分に限る。）
供用開始の期日	令和七年十月十七日
備考	平成二十四年三月九日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長三六・七四メートル